徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００９号 令和８年１１月６日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
５５４※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課
５５５	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
５５６	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
５５７	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	森林土木・保全課
５５８	保安林予定森林に関する通知を受けた件の一部を訂正する件	同
５５９	道路の区域を変更する件	高規格道路課
５６０	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	出納局会計課
５６１	指定公金事務取扱者の指定を取り消した件	同

徳島県告示第554号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第17条第１項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　知事指定薬物の名称等

⑴　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン（通称　５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）及びその塩類

⑵　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン（通称　Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

⑶　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート（通称　２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）及びその塩類

２　効力が失われた理由

１に掲げる知事指定薬物は、条例第２条第５号に掲げる薬物に該当するに至ったため

３　効力が失われた日

令和８年11月６日

徳島県告示第５５５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第75条第２項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和８年11月６日

徳島県知事　後藤田　正純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
合同会社福祉サービス	阿南市津乃峰町戎山１２３番地３	訪問介護きらめき	阿南市津乃峰町戎山１２３番地３	訪問介護	令和８年７月29日	令和８年９月30日
株式会社武市	徳島市国府町府中７13番地の17	メビウス訪問介護事業所	徳島市国府町府中７13番地の17	同	同　９月15日	同　10月15日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号	ツクイ徳島訪問看護ステーション	同　八百屋町二丁目７徳島センタービル４階	訪問看護	同　８月27日	同　９月30日
有限会社Ｃ・Ｎファーマシー	小松島市南小松島町８番４号	しおかぜ調剤薬局	小松島市南小松島町８番４号	居宅療養管理指導	同　31日	同　10月１日
社会福祉法人阿南福祉会	阿南市宝田町今市金剛寺43番地	阿南福祉会デイサービスセンター	阿南市宝田町今市金剛寺38番地１	通所介護	同　27日	同　９月30日

徳島県告示第５５６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の５第２項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和８年11月６日

徳島県知事　後藤田　正純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号	ツクイ徳島訪問看護ステーション	徳島市八百屋町二丁目７徳島センタービル４階	介護予防訪問看護	令和８年８月27日	令和８年９月30日
有限会社Ｃ・Ｎファーマシー	小松島市南小松島町８番４号	しおかぜ調剤薬局	小松島市南小松島町８番４号	介護予防居宅療養管理指導	同　31日	同　10月１日

徳島県告示第５５７号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第２４９号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第33条の３において準用する同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名西郡神山町（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

神山町（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第５５８号

令和８年徳島県告示第４９２号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和８年11月６日

徳島県知事　後藤田　正純

１中「三好市山城町上名字檜山８１８の46」を「三好市山城町上名字桧山８１８の46」に改める。

徳島県告示第５５９号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県美波県土整備事務所において、令和８年11月６日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員（メートル）	延　　長（メートル）
294	北河内奥河内	海部郡美波町北河内字本村240番９地先から 同 234番４まで	旧	6.6～25.1	130.3
		海部郡美波町北河内字本村240番９地先から 同 236番１まで	新	8.6～15.7	41.1

徳島県告示第５６０号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

名　称	住　所　又　は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ	東京都千代田区永田町二丁目11番１号	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の２の20に定めるもの以外の歳入等（寄附金及び貸付金の元利償還金を除く。）の収納事務	令和８年７月１日	令和８年７月１日

徳島県告示第５６１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者の指定について、同法第２４３条の２の３第１項の規定により、次のとおり指定を取り消した。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

名　称	住　所　又　は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定取消年月日
株式会社ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番１号	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の２の20に定めるもの以外の歳入等（寄附金及び貸付金の元利償還金を除く。）の収納事務	令和８年７月１日